

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 7 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の一部において、その主張する標準報酬月額（32万円、34万円、36万円、38万円、41万円及び44万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年10月及び同年11月は32万円、同年12月から8年5月までは36万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円、13年2月、同年8月及び同年9月は38万円、15年4月、同年5月、同年7月、同年9月、16年4月、同年5月及び同年7月は44万円、同年9月から同年11月及び17年6月は41万円、18年10月は34万円、同年11月は32万円、同年12月は36万円、19年1月は32万円、同年2月及び同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月から同年7月までは36万円、同年9月は32万円、同年10月から20年4月までは34万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年6月1日から21年8月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年6月から21年7月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月4日から平成21年8月1日まで
ねんきん定期便で記録を確認したところ、A社に勤務していた期間について一部保管している給与明細に記載された厚生年金保険料控除額と記録が一致していないことが分かった。当該事業所は、経理関係がずさんであったため、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和51年10月4日から平成21年8月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用について

は、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月 4 日から平成 20 年 6 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 6 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変遷について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が提出した一部の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、申立人の標準報酬月額の記録を、平成 7 年 10 月及び同年 11 月は 32 万円、同年 12 月から 8 年 5 月までは 36 万円、同年 6 月は 32 万円、同年 7 月は 34 万円、13 年 2 月、同年 8 月及び同年 9 月は 38 万円、15 年 4 月、同年 5 月、同年 7 月、同年 9 月、16 年 4 月、同年 5 月及び同年 7 月は 44 万円、同年 9 月から同年 11 月及び 17 年 6 月は 41 万円、18 年 10 月は 34 万円、同年 11 月は 32 万円、同年 12 月は 36 万円、19 年 1 月は 32 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 5 月から同年 7 月までは 36 万円、同年 9 月は 32 万円、同年 10 月から 20 年 4 月までは 34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付の義務を履行したか否かについては、申立人が所持する給与明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 20 年 6 月 1 日から 21 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20 年 6 月から同年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から 21 年 7 月までは 32 万円と記録されている。しかし、申立人が所持する給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎

となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年6月から21年7月までは38万円に訂正することが必要である。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和51年10月4日から平成7年10月1日まで、8年8月1日から13年2月1日まで、同年3月1日から同年8月1日まで、同年10月1日から15年4月1日まで、同年6月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から同年9月1日まで、同年10月1日から16年4月1日まで、同年6月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から同年9月1日まで、同年12月1日から17年6月1日まで、同年7月1日から18年10月1日まで、19年8月1日から同年9月1日まで及び20年5月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、昭和51年から平成6年までの期間は給与明細書等を所持しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、申立人が給与明細書を所持している平成7年から20年5月までの期間については、当該給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額を超えない又は同額であることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主とは連絡がとれないことから、申立人の標準報酬月額について確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を33万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月28日

申立期間についてA社から、賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、実際の支給額と厚生年金保険の記録が異なっているので正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が保管する「平成19年度前期賞与支給明細書」により、申立人が事業主から賞与の支払いを受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該賞与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、33万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、誤った金額による賞与支払届を提出したことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月まで
ねんきん定期便を確認したところ、国民年金保険料の未納期間があることが分かった。
大学を卒業した昭和 49 年に市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に窓口で保険料を納付したと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学を卒業した昭和 49 年 4 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、同時に保険料についても納付したと思う。」としているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の手帳記号番号は 52 年 4 月に払い出されていることが確認できる上、申立人は、所持している年金手帳は 1 冊のみとしているとおおり、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 907

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 10 月までの期間、63 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 10 月まで
② 昭和 63 年 8 月及び同年 9 月

20 歳になった際、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納めていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった際、市役所で国民年金の加入手続を行い、その後、保険料を納めていたとしているものの、保険料の納付方法等については覚えていないとしているなど、当時の記憶は曖昧であることから、申立期間における加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳を見ても、国民年金に加入していたことを示す記載は無い上、国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間当時居住していた市においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿の存在は確認できない。

このほか、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から62年3月までの期間及び63年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月から62年3月まで
② 昭和63年7月から平成元年3月まで

ねんきん特別便や定期便が2回ほど送られてきたが、最初に送られてきたものと、後から送られてきたものの国民年金保険料の納付記録が相違していたので、おかしいと思い申し立てた。また、保険料については、遅れたことは何回かあるものの納付していたと思うので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続について、いつ、どこで行ったのか記憶に無いとしており、保険料の納付についても納付方法や納付金額など具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成2年5月時点では、時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間②については、ほかにも同様な未納期間が3期間あり、これら全ての事務処理を行政側が誤ることは考えにくいことなどから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が付与された形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月

国民年金の保険料は、口座振替で納付していたが、申立期間の保険料が引き落としができなかったとの連絡を受け、後日、金融機関で納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料が口座から引き落としができなかったとの連絡を受け、後日、送付されてきた付加保険料を含む納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立期間においては定額のみ保険料が過年度納付されていることがオンライン記録により確認できる。

しかし、納期限までに付加保険料が納付されなかった場合は、「付加保険料を納付するものでなくなる旨の申出があったとみなされる。」と国民年金法第87条に規定されており、申立人に対して申立期間に係る付加保険料を含めた納付書が発行されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 910

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 8 月まで
申立期間は、A社を辞めパートをしていた時期で、その後、次の勤務先の総務の方から、「国民年金の保険料は支払っていましたか。」と聞かれ、「はい、支払っています。」と答えたことを、はっきりと記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、その両親は郵便局による集金、自身は納付書により郵便局で納付した記憶があるとしているが、B区によると保険料の納付方式を印紙検認方式から納付書方式に変更したのは、昭和 44 年 4 月からであるとしていることから、申立期間の大半は郵便局では納付できなかったと考えられる。

また、申立人の所持している年金手帳には、結婚後の氏名及び住所が記載されており、当該手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得日等から、昭和 61 年 4 月頃に払い出されたものと推認できることから、申立期間については時効により保険料を納付できなかったと考えられる。

さらに、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで
② 昭和 51 年 5 月 10 日から 54 年 1 月 1 日まで

申立期間①について、病院に行った際は健康保険証を使い、一切病院で支払ったことは無かったので、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間②について、入社時から 30 万円、昭和 53 年 5 月からは 45 万円の給料をもらっていたので、標準報酬月額が当時の上限額になっていたはずである。以上調査の上、厚生年金記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 49 年 3 月 1 日であり、当該期間は未適用事業所であったことが確認できる。

また、厚生年金保険記号番号払出簿によると、当該事業所において申立人と同一年月日（昭和 49 年 3 月 1 日）に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は、事業主をはじめ 4 人確認でき、連番で記号番号が払い出されている上、オンライン記録によると、当該事業主は申立期間①において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、通院していた病院で健康保険証を使用したと供述しているところ、その病院名を記憶していないことから当時の状況を確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「入社当初から当時の標準報酬月額の上限を超える給与を支給されていた。」と主張しているが、それを示す資料等はなく、同日に被保険者資格を取得している申立人の双子の兄弟は、「申立人と私の待遇は同じであった。」と証言しているところ、オンライン記録において、申立人と当該兄弟の申立期間②に係る標準報酬月額は全て一致していることが確認できる。

また、申立人の標準報酬月額の記録は、遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 10 月 1 日から 7 年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便を見たところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間については、毎年昇給があったにもかかわらず、従前の標準報酬月額より低い金額になっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社が加入していたB厚生年金基金によると、「厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届の様式は複写方式のものを使用し、事業所から届出を受けた後に、健康保険組合及び社会保険事務所（当時）に提出していた。」と回答しており、当該基金が保管する厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届によると、当該期間に係る標準報酬月額はオンライン記録と一致していることから、事業主は社会保険事務所に対し、オンライン記録どおりの届出を行っていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間は、平成4年の定時決定において標準報酬月額が1等級下がっており、遡及して訂正された形跡も無く、不自然さは見受けられない。

さらに、当該事業所は既に解散していることから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができず、このほか、当該期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 25 日まで

A社の厚生年金保険被保険者記録に空白期間がある。当該事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、当時の同僚に照会したが、申立人が申立期間にA社に勤務していたとの証言を得ることはできなかった。

また、申立期間当時、申立人は県外に住民登録していたことが確認できるところ、申立人自身も、「友人の所に1年ぐらいいた。」と供述している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の申立人の被保険者記録とオンライン記録は一致している。

加えて、雇用保険においても、申立人の申立期間に係る加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 18 日から同年 12 月 18 日まで
② 昭和 39 年 3 月 4 日から 41 年 4 月 1 日まで

A社B部（現在は、C社）には正社員で入社し、D社に勤務するまでは、当該事業所で勤めており、給与明細書は引越の時廃棄してしまったが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、C社は、「古い資料はほとんど廃棄している。」としている上、当該事業所において、オンライン記録により、申立期間①及び②当時、厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の当該事業所における勤務期間を覚えている者はいないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

また、申立期間②について、申立人は、D社に勤務するまでA社B部に勤めていたと供述しているところ、D社に、昭和 39 年 4 月頃から勤務していたとする同僚は、「私が入社してから半年後ぐらいで申立人は入社してきた。」と証言していることから、申立人は申立期間②の一部についてD社に勤務していたことが推認できる。

さらに、A社B部の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の被保険者記録とオンライン記録は一致している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 1 月頃から 49 年 8 月頃まで
② 昭和 51 年 3 月頃から 54 年 6 月頃まで

申立期間①についてはA社（現在は、B社）に、申立期間②についてはC社に、いずれも正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いのは納得できないので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人が一緒に勤務していたとする同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の同僚に照会したところ、申立人の勤務期間を覚えている同僚はいない上、B社の社会保険事務を統括管理している事務局は、資料等を提供することについて対応できないとしており、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の証言から、申立人がC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は、既に解散しており、当時の資料も無く、申立期間②当時の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間①及び②のいずれについても申立人の基金加入記録は無く、厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の記録ではA社（現在は、B社）の資格喪失日が昭和 63 年 1 月 31 日となっている。しかし、同年 1 月末から 2 月初めまでの数日間は有給休暇を取得し出勤はしていなかったが、1 月中に退職したことはないと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は昭和 63 年 1 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

しかし、B社から提出された社員経歴台帳によると、申立人は昭和 63 年 1 月 30 日に退社していることが確認でき、当該退社日は雇用保険の記録における離職日と一致している上、その夫が加入する日本私立学校振興・共済事業団からの回答によると、健康保険における申立人の被扶養者認定年月日は同年 1 月 31 日であることが確認できる。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 63 年 1 月 31 日であり、申立人の主張する同年 1 月は厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は、昭和 63 年 1 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、申立期間において、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 3 日から 41 年 1 月 31 日まで
② 昭和 41 年 2 月 14 日から 43 年 6 月 28 日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうかのご確認について」というはがきが届いた。脱退手当金について手続を行った覚えは無いし、受け取った覚えも無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和43年6月28日）から約4か月後の昭和43年10月17日に支給決定されており、健康保険厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。